（連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め）

第五条　法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項とする。

2　連鎖化事業者と当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は当該事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項に規定する事項に関する定めがあって、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に同項の定めがあるものとみなす。

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供）

第六条　特定漏えい者が行う法第二十三条第一項の規定による情報の提供は、第四条第一項に規定する報告書に、様式第二による書類を添付することにより行うことができるものとする。

（磁気ディスクによる報告等の方法）

第七条　磁気ディスクにより法第十九条第一項の規定による報告又は法第二十三条第一項の規定による提供をしようとする者は、第四条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべき事項を記録した磁気ディスク及び様式第三による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

2　磁気ディスクにより法第二十一条第一項（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の請求をしようとする者は、法第二十一条第二項各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第三による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第八条　主務大臣は、磁気ディスクにより法第二十二条（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第二十一条第一項（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

附　則

この命令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日から施行する。

様式第１（第４条関係）

（表面）

フロン類算定漏えい量等の報告書

年　　月　　日

事業所管大臣　殿

報告者　住所（ふりがな）　〒

氏名（ふりがな）　㊞

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第19条第１項及び第２項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定漏えい者コード														
特定漏えい者の名称	（ふりがな）													
	（前回の報告における名称）													
所在地	〒　－													
	（ふりがな）	都道府県					市区町村							
商標又は商号等														
主たる事業									事業コード					
主たる事業を所管する大臣														
フロン類算定漏えい量	第１表、第２表及び別紙のとおり													
その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有　２．無													
担当者（問い合わせ先）	部署													
	（ふりがな）氏名													
	電話番号													
	メールアドレス													
※受理年月日	年　月　日	※処理年月日	年　月　日											

備考１　本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。

２　代表者の氏名を記載し、押印することに代えて、その代表者が署名することができる。

３　特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。

４　前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。

５　特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

６　主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。

７　その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。

８　※の欄には、記載しないこと。

９　報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。